

「空飛ぶクルマ」による医師搬送システム検討コンソーシアム規約

制定 2020年 1月 14日

慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科

空飛ぶクルマ研究ラボ

(設置及び名称)

第1条 本会の名称は「空飛ぶクルマ」による医師搬送システム検討コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。英語表記：NEXTAA (Nimble Emergency x Treatment Air Ambulance)）とし、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科空飛ぶクルマ研究ラボ（以下「SDM 空飛ぶクルマ研究ラボ」という。）に設置する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、「空の移動革命に向けた官民協議会」において取りまとめられた「空の移動革命に向けたロードマップ」に記載されたビジネスモデルの一つとして、医師搬送システムを提案し、産学官の連携によって事業の効果（効率的な医療）、「空飛ぶクルマ」に要求される性能、必要な制度等を明確にすることにより、機体製造者および政府関係者にロードマップ推進の指標を提供し、実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行なうことができる。

- (1) 医療効果が期待できる「空飛ぶクルマ」の基本仕様の検討
- (2) 上記を踏まえたヒューマンインターフェイス等の技術開発の検討
- (3) 必要なインフラ整備（離着陸環境、空域管理）の在り方の検討
- (4) 操縦資格等の基準整備に係る検討
- (5) 運用体制の検討
- (6) 外部資金導入の促進
- (7) 情報収集及び本コンソーシアム内での共有
- (8) 成果情報の外部への発信、広報・啓発活動
- (9) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(コンソーシアム総会)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアム内での情報共有、意見交換等を推進するため、毎年度2回程度、コンソーシアム総会（以下、「総会」という。）を開催することができる。

- 2 総会の議長は、第5条に定める代表が務めるものとする。
- 3 総会は、代表及び第6条に定める本コンソーシアムの会員が参加することができる。ただし、第7条第7項に基づき推進委員会に置かれたオブザーバーの参加を妨げない。

(代表)

第5条 本コンソーシアムの代表は、SDM 空飛ぶクルマ研究ラボ代表者が務める。

(会員)

第6条 本コンソーシアムは、第2条の目的に賛同し、本規約に同意する者で、第11条第1項に基づき入会した法人、団体及び個人（以下「会員」という。）で構成する。

(推進委員会)

第7条 本コンソーシアムの活動を推進するため、本コンソーシアムに推進委員会を設置する。

2 推進委員会の議長は、代表が務める。

3 推進委員会は、代表及び会員のうち別表1に掲げる者（以下、「メンバー」という。）によって構成する。

4 推進委員会の新たなメンバーは、推進委員会の既存の全メンバーの同意を得た上で追加することができる。

5 推進委員会は、代表が招集し、原則として毎年度5回程度開催する。

6 推進委員会は、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を行う。

(1) 運営方針の決定

(2) 第3条に定めた事項の検討及び策定の推進

(3) 総会の企画及び開催

(4) その他、本コンソーシアムの運営に必要な事項

7 推進委員会は、必要に応じ、推進委員会にオブザーバーを置くことができる。

(ワーキング・グループ)

第8条 事業の目的のために異分野協働体制で推進するため、第3条各項に定めた事項の検討等を実施する項目別にワーキング・グループを設置する。

2 ワーキング・グループの運営については、別途定める。

(事務局)

第9条 本コンソーシアムの事務局は、SDM 空飛ぶクルマ研究ラボに置く。事務局補佐を全日本航空事業連合会ヘリコプター部会運航委員会に置く。

(会費)

第10条 本コンソーシアムの会費は無料とする。

(入退会)

第11条 本コンソーシアムへの入会は次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 推進委員会が本コンソーシアムの目的達成のために有意義である法人、団体及び個人を推

薦し、代表が入会を依頼する。依頼された法人、団体及び個人は、本規約に同意の上、所定の入会申請書を事務局へ提出することにより会員になることができる。

(2) 本コンソーシアムへの入会を希望する法人、団体及び個人は、本規約に同意の上、所定の入会申請書を事務局へ提出し、代表が本コンソーシアムの目的達成のために有意義であると認められた場合は入会を承認することにより会員になることができる。

2 本コンソーシアムの会員は、事務局へ退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、退会しようとする会員がワーキング・グループに所属する場合、第8条第2項の別途の定めによるものとする。

(情報の取扱い)

第12条 本コンソーシアムが会員から入手した個人情報、事務局が適切に管理し、法令等に基づき開示が必要な場合を除き、本人の同意なく会員を含む第三者に開示しないものとする。

2 本コンソーシアムの会員間で秘密情報を開示・提供する場合は、当該会員間で、別途秘密情報の取扱いに関する取決め等を締結するものとする。

(規約の変更)

第13条 本規約の変更は、推進委員会の諮問結果を踏まえ、議長が決定する。

(設置期間)

第14条 本コンソーシアムの設置期間は、2023年3月31日までとする。ただし、推進委員会において決議された場合、期限を定めて設置期間を延長または短縮することができる。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項は、推進委員会の決議を経て別に定める。

NEXTAA コンソーシアム推進委員会名簿

氏名	組織	役職
中野 冠	慶應義塾大学 大学院	システムデザイン・マネジメント研究科 教授
武市 昇	東京都立大学	システムデザイン学部、航空宇宙システム工学コース教授
松本 尚	日本医科大学	救急医学教授
田辺 安忠	宇宙航空研究 開発機構	航空技術部門 航空システム研究ユニット 主幹研究開発員
辻 康二	全日本航空事 業連合会	ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会 委員長

オブザーバー

経済産業省 製造産業局
国土交通省 航空局

事務局

中本 亜紀	慶應義塾大学 大学院	システムデザイン・マネジメント研究科 特任助教
長尾 牧	全日本航空事 業連合会	ヘリコプター部会運航委員会特別委員